

(様式第4号)

審議会等付属機関 会議概要

1 審議会名	上田市情報公開・個人情報保護審査会
2 日 時	令和3年1月18日 午後3時から午後4時30分まで
3 会 場	市役所本庁舎 3階 第2応接室
4 出 席 者	織英子委員、岩下智太郎委員、鈴木志保委員、西俊子委員
5 市側出席者 事務局 市民課 情報システム課	小野沢総務課長、坂口文書法規係長、岩崎文書法規係主査 清水市民課長、浅野市民サービス担当係長 松尾 ICT 化推進担当主任
6 公開・非公開	一部非公開（上田市個人情報保護条例第26条の7に該当）
7 傍 聴 者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和3年2月5日

協 議 事 項 等

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 審査請求に係る審議【非公開】

(2) マイナンバーカード交付予約システムの導入について

- ・ 市民課、情報システム課職員 入室
- ・ 市民課長から資料に基づき説明

(委員) 市民課からひと通りの説明をいただいたが、御意見・御質問等いかがだろうか。

(委員) 今回導入するのは、交付の予約のみのシステムだろうか。その後の管理などがセットになっているシステムではないのか。

(市民課長) 現在の時点では、交付予約のみのシステムだ。

(委員) 業者も、交付予約のみの業者なのか。

(市民課長) 業者については、管理も行える業者だ。

(委員) 上田市では、予約のみのシステムを導入するのか。

(市民課長) 現在の時点では、交付予約システムのみだ。ただし、管理簿がないと予約する個人情報との紐づけができないので、まずは、交付予約の管理システムを導入する。

(委員) 本格的なマイナンバー管理の前段階として、予約システムをスタートすることで、管理簿についてスタートさせたい、ということだ。本格的なマイナンバーの管理については改めて意見聴取を行うということか。

(市民課長) ネットワーク構成図を見ていただくと、データベースサーバで、情報を得たところで管理簿を作成してしまうので、管理簿の作成までを行うシステムだ。

(委員) 交付予約システムを使ってマイナンバーカードの交付を受ける人は、このシステムで管理簿ができる。それより前に、マイナンバーカードを取得している人は、どうなるのか。

(市民課長) その方たちについては、システムに登載されない。

(委員) このシステムを導入したとしても、窓口で申請の補助を行う。その方たちの申請は、このシステムに搭載するのか。

(市民課長) 交付予約をしていただいた方については、管理簿に搭載されるが、予約せずに窓口に来る方については、予約簿は作成されない。

(市民サービス担当係長) 今回は、交付管理の管理簿を作成するので、申請の段階の管理簿ではなく、カードが出来上がった情報が、国から情報提供されるので、それを LG-WAN で管理簿を作成し、それを使う。市民の方からは、はがきに書かれている番号と生年月日だけを使って一方通行でデバイスサーバーに予約を入れていただく。そうすると、管理簿と管理番号と生年月日をマッチングさせて、誰がどの時間に予約したのかを市では分かるが、個人情報は流れていかない仕組みになっている。交付の方の管理簿は管理ができるが、申請の方は、特設システムで管理するわけではない。

(委員) インターネットを使って、交付の予約をした方だけの管理簿が作られるということなのか。

(市民サービス担当係長) そうではなく、元々、国から「誰がマイナンバーカードを申請して、誰のマイナンバーカードが作成されたか」というデータが送られてくる。まずは、そのデータを使って管理簿を作成する。そして、そのデータに対して、交付通知書に書かれている管理番号、生年月日を入力していただくだけで、元々データはウェブサーバー群にあるので、それで個人、誰が予約したのかが分かる。

今までに作成された方については、予約をする必要がないので、上田市では、今のところは、さかのぼって管理簿を作成する予定はない。

今回上田市としては予約を受け付けて、窓口を分散化させるためにシステムを導入したいので、過去の方については、データはない。今後、カードを作成した方についてはデータを積み上げていって、その中で予約をされた人はだれかと言うのを特定するために、管理簿は管理される。

(委員) 個人の特定は、二情報でも特定出来るのか。

(市民サービス担当係長) できる。

(委員) 本人の電話番号は、使わないのか。

(市民サービス担当係長) 何かあったとき、例えばコロナ禍で窓口を閉鎖させなければならない時に、本人様に連絡を取るためだけに、電話番号は必須としている。管理番号と生年月日のみで個人が特定できる仕組みだ。

(委員) 管理簿の情報も四情報なのか。

(市民課長) 氏名、生年月日、住所、性別、管理番号の5つの情報が入っている。

(委員) 最近は、行政間で情報連携をされている。市民には分からないところで、世帯所得や年金番号が連携で情報が確認できるようになっているが、世帯所得や年金番号のような情報には、一切紐づいていないのか。

(市民課長) 紐づいていない。

(委員) 初めての交付予約の方だけで、紛失や再発行の方は使用できないのか。

(市民サービス担当係長) 再発行の方も、結局は申請をされて、カードが交付される。その情報は、初めての申請の方と一緒に国からデータとして送付される。予約は可能だ。

(委員) 再発行の方の過去の申請履歴は、システムには搭載されないということか。

(市民サービス担当係長) 搭載されない。再発行の方には改めて申請しなおしていただくので、その情報を使って管理する。

(委員) 予約をキャンセルすると、どうなるのか。

(市民サービス担当係長) 今回のシステムでは、電話でしかキャンセルができないので、職員が操作してキャンセルする。

(委員) キャンセルの際は、手動でデータを消すのか。

(市民サービス担当係長) 手動で消す。

(委員) 外部センターで保管されたデータは消されるのか。

(市民サービス担当係長) 予約の情報は消されるが、管理簿自体は消されない。

(委員) 実際に、システム利用の権限の設定を行うとあるが、具体的にどのような設定なのか。

(市民サービス担当係長) システムを操作する職員は、特定の職員のみとする。マイナンバーカードを担当している職員でないと、操作ができない。また、クラウドセンターでも、24時間365日管理をしていて、担当の方しかデータは扱えない。

(委員) 対応する職員は何人くらいなのか。

(市民サービス担当係長) 現在市民課では、マイナンバーを取り扱うことができるのが、正規職員12名、パート職員が9名だ。各自治センターでも丸子で3名くらい、真田・武石で2名くらいだ。

(委員) マイナンバーを扱うときは、一般的に、他と隔離された場所とされているが、市民課の中で他の事務と同じスペースで行っているのか。

(市民サービス担当係長) 現在は、市民課で行っており、マイナンバーの専用窓口が2つあったのだが、お客様が多くなってしまい、住民異動や戸籍の窓口も全て使ってマイナンバーカードを受け付ける状態になっているので、市民サービス担当の島全体でマイナンバーカードを受け付けている。

今回、この予約システムを導入することによって、3月～4月の繁忙期は、南庁舎の1階にマイナンバーの窓口を臨時窓口として4窓口程度用意して、交付する。予約した方は、その窓口に行ってもらおう。今後は、予約を各センターに展開する予定だ。

(市民課長) スペースは、オープンではあるが、一人ひとりの窓口には仕切りもあり、他の人の個人情報が見える、ということではない。後ろにも衝立がある。

(市民サービス担当係長) パーテーションを設けて、暗証番号を打っている画面も、他の人からは見えないうようになっている。

(委員) パソコンの画面には、覗き見防止シートを貼っているのか。パーテーションよりも、最近の主流である。

(市民課長) 今のところは貼っていないが、今後は検討したい。

(委員) 外部のクラウドシステムのサーバーに保管されるデータは、基本的には国から提供されるデータが入っているのか。

(市民サービス担当係長) 市が、外部のクラウドシステムのサーバーに保管するという操作をする。現在は、提供が受けられる状態にはなっているが、データは保管しておらず、紙ベースで処理している。ただ、今後は、国からマイナンバーカードの交付を100%に近づけるよう言われている中で、更に増えていくことを考えると、データも活用しながら進めていきたい。そのような仕組みが既に国の方で出来ていて、そのデータを取り出して、管理システムに保管する。

(委員) 紙ベースの書類は、これからも続けていくのか。

(市民サービス担当係長) マイナンバーカードの申請書など、手続きに係る書類は15年間保存することが義務付けられている。現在のところは、紙で管理している。ただ、現在カードの交付率が20%で、紙の量がかなり増えてきているので、イメージ管理のような形も取り入れる検討をしている。

(委員) 業務の効率化において、大変有意義であるので、審査会としては、システムの導入を認める。ただし、セキュリティ、ヒューマンエラーの防止、受託業者がルールを順守しているというのを事後的に検証できる仕組み、なにより、扱う職員が精通できるように訓練・法令順守の意識については、ぜひともお願いしたい。業務が大変忙しいようなので、ミスも生じやすくなる。他自治体では、コロナウイルスに感染した人の情報をクラウドに上げていて、ひんしゅくを買ったので、当審査会においても、懸念を生じざるを得ない。こうしたことを意見として附帯して、システムの導入については認めるということによろしいか。

- 委員了承
- 市民課、情報システム課職員 退室

(3) その他

- 答申案については、意見をふまえて事務局で修正し、委員にお送りする。簡易な修正等があれば委員から連絡をいただき、修正等がなければ、確認をもって答申の確定とすることとなった。

4 次回審査会の日程調整

次回の日程は、調整の上、後日連絡することとなった。

5 閉会